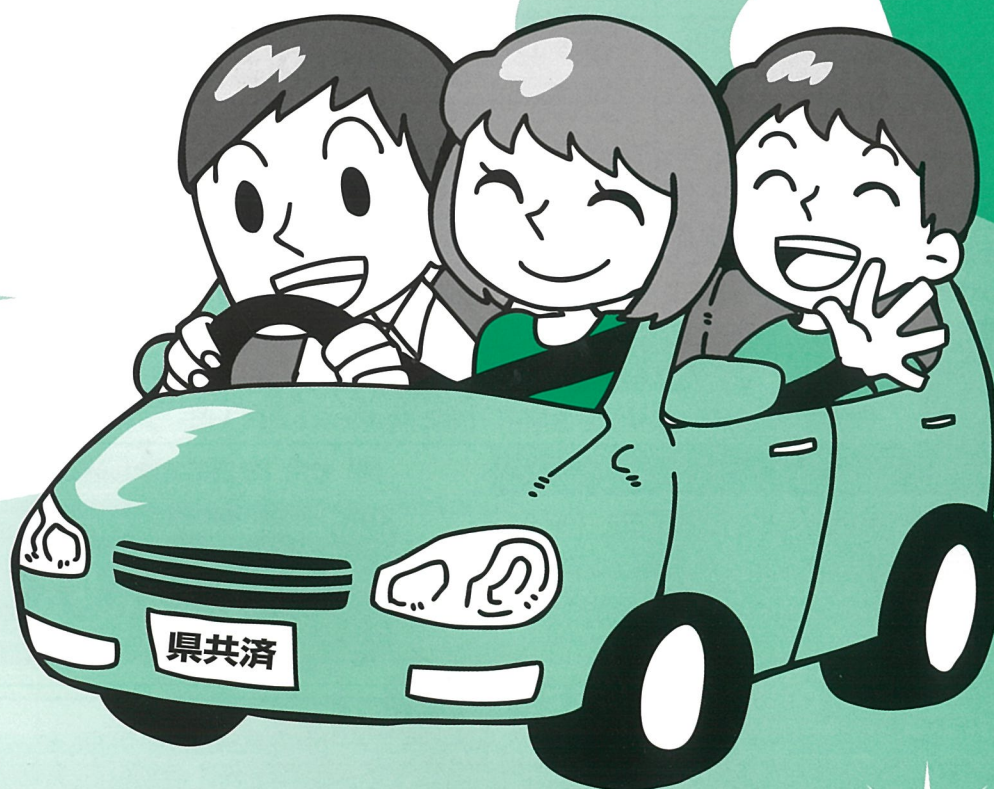


人身事故にもうひとつの安心

自動車事故 費用共済



静岡県火災共済協同組合

もし“事故を起したら”...

あなたの誠意をカタチに、
静岡県火災共済が応援します。

もしものとき...お手頃な掛金でもうひとつの安心を!

ドライバーのあなた、もしもの時、自動車保険(任意保険)に入っているから安心と思いませんか?もし、あなたが人身事故を起こしてしまったら...

人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが当組合の自動車事故費用共済です。

この制度の特色

- 1 万一の自動車事故の場合、共済金は契約者である「あなた」にお支払いします。
- 2 香典供花料、葬儀費用など、相手側への誠意を示す出費にお役立ていただけます。
- 3 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに掛金は同じです。
- 4 事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。
- 5 共済金は、一旦雑収入として計上し、企業の経費として支出することができます。
- 6 剰余金は、その状況により利用分量配当などで契約者に還元されます。

共済金はすべてご契約者であるあなたにお支払いします。

- あなたの誠意
- 事故解決のための費用
- 事故時に生じる諸雑費の補てんなど、事故の状況にあわせて自動車事故費用共済の共済金を有効にご活用ください。

補償の対象となる運転者の範囲について

運転者	契約者の種類		
	法人	個人事業主	個人
① 共済契約者	○	○	○
② 共済契約者の同居の親族	×	○	○
③ 共済契約者が雇用している者	○	○	—
④ ①~③以外の届出運転者	任意で2名まで		

※契約者が法人の場合、①は役員等のことをいいます。

補償期間について

初回お申し込み時、補償(共済責任)は申込日翌日の午前0時に始まり、翌年の申込月末日の午後12時に終わります。
2回目以降のご契約は加入中のご契約が終了する翌月1日の午前0時から1年間です。

例) 6月18日にお申し込みいただく場合

初回	申込日	補償開始	補償終了
	6/18	6/19 午前0時	翌年6/30 午後12時
2回目以降	補償開始	補償終了	
	7/1 午前0時	翌年6/30 午後12時	

車種別共済掛金 (対物共済金特約付) 主契約(基本掛金)のみの選択もできます。

車種	ナンバー	年払掛金(基本掛金+対物特約掛金)
1. 自家用乗用自動車	52~500~33~300~	10,000円(9,000円+1,000円)
2. 自家用軽乗用自動車	50・51・580~	5,500円(4,500円+1,000円)
3. 自家用普通貨物自動車(2t超)	1・11・100~・22	17,500円(16,500円+1,000円)
4. 自家用普通貨物自動車(2t以下)	1・11・100~	14,500円(13,500円+1,000円)
5. 自家用小型貨物自動車	44~400~	10,000円(9,000円+1,000円)
6. 自家用軽貨物自動車	40・41・480~	5,500円(4,500円+1,000円)

ご契約できない車両



※車両一台につき1口(共済金額300万円)が加入の限度です。

※営業車両やダンプカー・工作車両はご契約になれません。

※上記以外の特殊車両等でご契約できる車両があります。(詳細は当組合にお問い合わせ下さい。)

補償内容【共済金は、共済期間内で合計300万円が限度】

共済金の種類	死傷者が	
	相手側の場合 (契約者側に過失がある場合のみ)	契約者側の場合 (自損事故も対象)
死亡共済金 (事故の日から180日以内) (1事故につき)	契約者側の経済的負担を補うための	
	① 300万円 を限度とした実費 死亡臨時費用共済金の支払を受けている場合は、30万円を差し引きます。	⑦ 300万円
死亡臨時費用共済金	② 30万円 一時金として支給(1事故につき)	—
後遺障害共済金 (事故の日から180日以内) (1事故につき)	③ 12~300万円 ただし、障害別等級表による共済金額までの契約者の経済的負担額を支給	⑧ 12~300万円 障害別等級表による
入通院共済金 (1日あたり、18,000円限度) (365日分限度)	④ 入院(1人、1日あたり) 4,500円	⑨ 入院(1人、1日あたり) 4,500円 ⑩ 通院(1人、1日あたり) 2,250円
	⑤ 通院(1人、1日あたり) 2,250円 上記の支払日額に各日数を乗じた金額を限度とした実費。ただし、入通院臨時費用共済金を受けている場合は、3万円を差し引きます。	
入通院臨時費用共済金 (通算3日以上の入通院)	⑥ 3万円 一時金として支給(1事故につき)	—

●相手側の共済金支給限度額は、契約者の経済的負担額(実費)で、領収書などの証明書類が必要となります。

※①~⑥は契約車両に過失がない場合はお支払いしません。

対物事故共済金特約

契約者側に過失がある事故で、他人の車両や財物を破損・汚損させたため、契約者に2万円以上の経済的負担が生じたとき

特約掛金
プラス 1,000円

30,000円 (共済責任期間内に1回のみ)

+ 見舞金は「対物事故共済金特約」に自動付帯しています。

車両損害見舞金 **① 30,000円**
主契約の共済金が支払われる場合で
契約車両に2万円以上の損害が生じたとき
(共済責任期間内に1回のみ)

ロードサービス見舞金 **② 4,000円**
契約車両が事故または故障で
ロードサービスを利用したとき
(共済責任期間内に1回のみ)

※①②は当組合が自動付帯サービスとしてご提供するものです。よって①②の両方またはいずれかを、事前に通知のうえ終了する場合があります。
※③は①~⑩の支払事由が発生した場合にお支払いします。(共済期間内で1回のみ)※④は共済期間内で1回のみ。

自動車事故費用共済はこんな時にお支払いします！

お支払い例①

あなたが追突して相手側の運転者が亡くなりました。
(双方の車両が全損、自車をレッカー車で修理工場まで牽引した)

最高 **300万円** をお支払い
(葬儀費用・香典・喪失利益などに活用)

そのうち、死亡一時金として **30万円** (初期対応のための共済金) を
簡易な手続きでスピード支払い

+対物事故共済金特約	30,000円
+車両損害見舞金	30,000円
+ロードサービス見舞金	4,000円
お支払い金額	3,064,000円

お支払い例②

出会い頭の衝突で相手の車両の搭乗者3名がそれぞれ1日だけ
検査通院。契約者側の運転者と同乗者1名が2人とも10日入院、
10日通院した。(双方の車両も全損)

3日以上の入通院一時金 (相手側) **30,000円**

入院(契約者側) 2人×10日×4,500円 = **90,000円**
通院(契約者側) 2人×10日×2,250円 = **45,000円**

+対物事故共済金特約	30,000円
+車両損害見舞金	30,000円
+ロードサービス見舞金	4,000円
お支払い金額	229,000円

お支払い例③

バッテリーがあがってしまったため、ロードサービス事業者に
出張応急対応してもらった。

ロードサービス見舞金 **4,000円**

出資金について

当組合は中小企業のための共済の協同組合です。組合員に該当する方
で初めてご加入いただく場合は100円以上のご出資をいただいたうえ
でご加入ください。
(すでにご出資いただいている場合は不要です。)

共済金をお支払いできない主な場合

- 運転者・傷害を被った者、共済契約者または共済金受取人の故意
- 無免許運転、酒気帯び運転等または麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・
シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で
被共済自動車を運転中に生じた事故によるとき
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動によるとき
- 地震・噴火・津波・台風・洪水・高潮によるとき
- 原因がいかなるときでも、傷害を被った者が頸部症候群(いわゆる「む
ちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それ
を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの など

ご契約時にお申し出いただく事項

申込書は正確にご記入ください。記載事項が事実と異なる場合、ご契
約を解除させていただくことや共済金をお支払いできないことがあり
ます。

ご契約後にお申し出いただく事項

ご契約内容に変更が生じたときは、取扱代理所または当組合までご連
絡ください。特に車両の変更をされる場合はご注意ください。ご通知
がない場合、共済金をお支払いできないことやご契約を解除させてい
ただくことがあります。

クーリングオフについて

クーリングオフ(ご契約のお申込の撤回)は、共済期間が1年以下のもの
に関しては対象外になります。自動車事故費用共済は、共済期間が
1年となりクーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。

お問い合わせは

共済掛金のお支払いは便利な口座振替で

初回お申し込み時、お申込日の翌月の振替日にお支払いいただきます。
(月払の場合、第1回目の振替日に2回(または3回)分の月額共済
掛金をお支払いいただきます。)
ご継続の場合、ご継続月の前月の振替日にお支払いいただきます。(月
払の場合、ご継続月の前月の振替日から毎月月額共済掛金をお支払い
いただきます。)

個人情報の取扱いについて

当組合は、共済契約に関する個人情報を共済契約の履行、当組合の取
扱う商品・サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務
委託先・再共済先等に提供を行います。
詳しくは、当組合までお問い合わせください。

このパンフレットについて

このパンフレットは「自動車事故費用共済」の概要を説明したもので
す。詳しくは普通共済約款・特約・重要事項説明書等にてご確認ください。
また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または当組合までお
問い合わせください。

取扱代理所について

取扱代理所は当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛
金の領収・共済掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っ
ております。したがって、取扱代理所とご締結いただいて有効に成立
したご契約につきましては、引受共済組合と直接契約されたものとな
ります。

静岡県火災共済協同組合

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1(静岡県産業経済会館7階)

TEL 054-254-9161 FAX 054-271-0420